

○犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例施行規則

昭和44年3月29日規則第1号

改正

昭和55年12月4日規則第26号

昭和57年6月8日規則第19号

平成5年3月30日規則第13号

平成17年3月29日規則第6号

平成17年9月27日規則第24号

平成20年3月28日規則第25号

平成24年3月30日規則第24号

平成25年2月28日規則第1号

平成27年12月28日規則第73号

令和3年3月31日規則第29号

令和5年3月22日規則第24号

犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例
(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)の施行について、
必要な事項を定めることを目的とする。

(遺族の範囲等)

第2条 条例第2条の遺族の範囲は、被害者の死亡当時において次の
各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 配偶者(婚姻届出をしていなくとも、事実上婚姻と同様の関係にあるものを含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外のもので、主として被害者の収入によって生計を維持していた者

(4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 条例第2条に規定する見舞金(以下「見舞金」という。)を受け

るべき遺族の順位は前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、子にあつては長子からとし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

（支給の申請）

第3条 交通災害により見舞金の支給を受けようとする者は、交通災害発生後60日以内に次の区分による書類を添えて、犬山市民（交通災害・犯罪被害）見舞金支給申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（1） 死亡見舞金

- ア 自動車安全運転センターの交通事故証明書
- イ 死亡診断書又は死体検案書
- ウ その他市長が必要と認める書類

（2） 傷害見舞金

- ア 自動車安全運転センターの交通事故証明書
- イ 医師の診断書又は入院証明書
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 犯罪被害により見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づく犯罪被害者等給付金の支給決定後60日以内に次の区分による書類を添えて、申請書を市長に提出しなければならない。

（1） 死亡見舞金

- ア 犯罪被害者等給付金支給決定通知書
- イ その他市長が必要と認める書類

（2） 傷害見舞金

- ア 犯罪被害者等給付金支給決定通知書
- イ 医師の診断書又は入院証明書
- ウ その他市長が必要と認める書類

（支給の決定等）

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査して見舞

金の支給を決定し、速やかにその支給を行わなければならない。

- 2 市長は、見舞金を支給しないことに決定したときは、犬山市民（交通災害・犯罪被害）見舞金支給申請却下通知書（様式第2）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（申請等の委任）

- 第5条 見舞金を受けることができる者が自らその手続きができないときは、委任状（様式第3）を提出しなければならない。

（報告、出頭等）

- 第6条 市長は、見舞金支給の実施のため必要があると認めたときは、見舞金を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告させ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月4日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月8日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月30日規則第13号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日規則第24号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第25号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第24号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第1号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして、使用することができる。

附 則（平成27年12月28日規則第73号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第29号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第24号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

様式第 1 （第 3 条 関 係）

犬山市民（交通災害・犯罪被害）見舞金支給申請書

年 月 日

犬山市長

申請者 住 所

氏 名

被害者との続柄

連絡先

（電話 ）

次のとおり（交通災害・犯罪被害）を受けたので、犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給
条例第 5 条の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

事故又は犯罪 発 生 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分		
事故又は犯罪 発 生 場 所			
死亡し、又は 負傷した者の 住所及び氏名	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	災 害 の 区 分	死 亡 ・ 傷 害	
請 求 金 額	円		

備考

- 1 申請並びに受領者が未成年であるときは、親権を行う者であることを証する書類（戸籍抄本等）を添付すること。
- 2 受給権がある子が複数のときは、先順位者であることを証する書類（戸籍謄抄本等）を添付すること。

様式第 2（第 4 条関係）

年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市民（交通災害・犯罪被害）見舞金支給申請却下通知書

年 月 日付けをもって提出のあった犬山市民（交通災害・犯罪被害）見舞金支給申請については、下記理由により支給しないことに決定したから通知します。

記

理 由

様式第3（第5条関係）

委

任

状

年 月 日（場所）

において、被害者 が（交通災害・犯罪被害）により被った災害
に関し、犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例に基づく見舞金の申請受領に関
する一切の権限を（住所） （氏名） に委任
します。

年 月 日

犬山市長

住 所

氏 名

電 話